

社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(報酬)

第3条 役員等が会議に出席したときは、別表Ⅰに定める報酬の支給基準に従って、報酬を支給する。ただし、行政機関職員並びに特別職には支給しない。

2 会長及び副会長の報酬は、別に定める別表Ⅱに定める月額を支給する。

(会議)

第4条 この規程において、会議とは、理事会、監事会、理事監事会及び評議員会をいう。

(費用弁償)

第5条 役員等が、その職務のため交通機関を利用し研修等に出席したときは、別表Ⅲに定める支給基準に基づき旅費等の実費を支給する。

(報酬等の支給時期)

第6条 役員等に支給する報酬等の方法は、次の各号による。

(1) 報酬については、会議開催日の属する月の翌月21日に支給する。ただし、当日が休日の場合は繰り上げるものとし、その当日が休日の場合はさらに繰り上げるものとする。

(2) 会長、及び副会長については、当月分の報酬を翌月の21日に支給する。但し、役員改選等により月の途中で交代したときは、当月の在職日数に応じて日割り計算した報酬を翌月21日に支給する。

(3) 費用弁償については、研修等に参加した日の属する月の翌月21日に支給する。

(4) 前各号に規定する支給日が休日の場合は繰り上げるものとし、その当日が休日の場合はさらに繰り上げるものとする。

(報酬等の支給方法等)

第7条 報酬等の支給は、予め届け出られた役員等本人名義の金融機関口座への振り込みをもって行う。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年 6月 19日から施行する。

平成29年 6月 19日 (評議員会承認)

別表Ⅰ (第3条関係)

| |
|--------------|
| 役員等の報酬基準 (円) |
| 報酬 (日額) |
| 5,000 円 |

別表Ⅱ (第3条関係)

| | | |
|-----------------|--------|--------|
| 会長・副会長の報酬基準 (円) | | |
| 職名 | 会長 | 副会長 |
| 報酬 (月額) | 25,000 | 10,000 |

別表Ⅲ (第5条関係)

| |
|-------------------|
| 役員等の費用弁償基準 (円) |
| 費用弁償 (1回につき) |
| バス、電車、航空運賃、宿泊料の実費 |